

## 下関市介護保険要介護認定調査業務委託実施要綱

平成23年3月9日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第28条第5項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による要介護認定及び要支援認定に係る調査（以下「調査」という。）の委託について必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この要綱において「事業者」とは、次に掲げる事業者又は施設（以下「事業所」という。）を運営する法人のうち、別に定める下関市介護保険要介護認定調査業務の委託に関する請書により、本市と当該調査に係る委託契約を締結したものをいう。

- (1) 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (2) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- (3) 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設
- (4) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (5) 法第8条第29項に規定する介護医療院
- (6) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

### (調査の実施方法)

第3条 市長は、調査を委託するときは、介護保険要介護認定訪問調査依頼書（以下「依頼書」という。）により調査対象者及び調査場所等を事業者へ通知するものとする。

2 事業者は、前項の規定により通知された調査を受託するときは、あらかじめ調査対象者又は調査に立ち会う者と調査日時を調整のうえ、調査を適正に実施し、その結果を市長が定める期日までに本市所定の調査票により報告しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により通知された調査を受託しない場合又は前項に定める期日までに調査票の提出が困難な場合は、速やかにその旨を市長へ通知しなければならない。

4 市長は、調査対象者が死亡したため、又はその他の事由により調査が不要となったときは、介護保険要介護認定訪問調査依頼取下通知書によりその旨を当該調査を受託した事業者へ通知するものとする。

5 下関市介護認定審査会からの再調査の指示その他の事由により再調査を実施する場合は、口頭により再調査を依頼するものとする。この場合において、当該再調査が不要となったときは、口頭によりその旨通知するものとする。

#### (事業者の義務)

第4条 事業者は、介護支援専門員であつて都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修を修了したものに調査を行わせるものとする。なお、調査に従事する介護支援専門員（以下「調査従事者」という。）の雇用形態については、常勤又は非常勤の別は問わないものとする。

2 事業者は、調査従事者について必要事項を記した要介護認定調査業務従事者名簿（様式第1号）及び当該調査従事者が前項の規定に該当する者であることを証する書類の写しを、市長に提出しなければならない。届け出た内容に変更があつたときも、同様とする。

3 事業者は、調査対象者が調査従事者の親族であるときは、当該調査従事者に調査を行わせてはならない。

#### (委託料)

第5条 市長は、調査の委託料として、次に規定する単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に、それぞれの調査実績件数を乗じて得た額の合計額を事業者に支払うものとする。

(1) 施設料金区分については、1件当たり3,850円とする。

(2) 在宅料金区分については、1件当たり5,060円とする。

2 前項の料金区分は次のとおりとする。

(1) 前項第1号の施設料金区分とは、調査場所において介護サービス、保健医療サービスその他の関連するサービスを提供する法人と、当該調査を実施する事業者が同一であり、かつ、調査場所と当該調査従事者が所属する事業所の所在地が同一の場合に行った調査とする。

(2) 前号の所在地が同一の場合とは、地番又は街区符号等が同一である場合に限らず、調査場所と当該調査従事者が所属する事業所の所在地との直線距離が300メートル以内の場合についても、含むものとする。

(3) 前項第2号の在宅料金区分とは、第1号以外の場合に行った調査とする。

#### (実施状況報告書の提出)

第6条 事業者は、調査票提出月の翌月10日（ただし、調査票提出月が3月の場合にあっては、当月末）までに、要介護認定調査業務実施状況報告書（様式第2号。以下「実施状況報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

#### (検査)

第7条 市長は、実施状況報告書を受領したときは、速やかに調査の成果について検査を行うものとする。

2 事業者は、前項の検査に合格しなかったときは、市長の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第8条 事業者は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、当該月に実施した調査に係る様式第3号による委託料の支払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の定めにより事業者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に、当該委託料を当該事業者に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 事業者は、調査の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

(秘密の保持)

第10条 事業者及び調査従事者その他の従業員は、調査の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第11条 事業者は、調査に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。